

宮城県知事

村 井 嘉 浩 殿

要 望 書

令 和 7 年 5 月

宮 城 県 市 長 会

宮城県内 14 市の振興につきましては、平素から格別
のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、宮城県市長会は、本年 4 月 14 日、大崎市において宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を審議し、
要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高
配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 気仙沼市長 菅原 茂

宮城県市長会名簿

職名	氏 名	役職
気仙沼市長	菅 原 茂	会 長
富谷市長	若 生 裕 俊	副会長
名取市長	山 田 司 郎	副会長
栗原市長	佐 藤 智	副会長
東松島市長	渥 美 巖	監事
岩沼市長	佐 藤 淳 一	監事
仙台市長	郡 和 子	顧問
大崎市長	伊 藤 康 志	顧問
石巻市長	齋 藤 正 美	
塩竈市長	佐 藤 光 樹	
白石市長	山 田 裕 一	
角田市長	黒 須 貫	
多賀城市長	深 谷 晃 祐	
登米市長	熊 谷 康 信	

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県 へ の 要 望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	公共事業関係費の確実な確保について	3
	文化財保護関連事業について	4
	地域医療の充実について	5
	医療費助成制度の充実強化について	7
	医療的ケア児の支援の拡充について	8
	加齢性難聴者に対する支援について	9
	不登校児童生徒対策の充実強化等について	10
	学校給食費の無償化について	11
	宮城県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進について	12
	持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について	13
	被災地復興における教育旅行の推進について	16
	物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について	17
	農業基盤の維持管理、更新修繕等に係る農家負担の軽減について	18
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	19
	県央地域の交通網の整備について	20
	県南地域の交通網の整備について	21
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	22
	宮城県における水道事業の広域化推進について	23
	流域治水事業等の推進について	24
	津波浸水想定対策について	25
	ローカル線の利用促進に向けた支援について	26

※網掛は新規要望、趣旨を新たにした要望、または項目に追加のある要望

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 14 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

第 2 期復興・創生期間の最終年度となる令和 7 年度においては、次の 5 年間（令和 8 年度～12 年度）に向けて、復興の基本方針を見直すこととされているが、ハード事業の整備は概ね終了したものの、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続するよう国に働きかけること。
- (2) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うよう国に働きかけること。

2. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（污水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第 2 期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策について、県からも国に継続を要望するとともに、防災集団移転元地の土地利用の推進並びに草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

3. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。また、国は指定廃棄物の処理が進まない現状を鑑み、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の見直しを図ることについて、国に強く求めること。
- 8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国が柔軟な対応と十分な負担を行うよう強く求めること。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分するよう強く求めること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分及びその処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう強く求めること。
- (4) 原発被害をことさら福島県等に限定しないよう国及び関係機関に求めること。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう要望すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うよう国に強く求めること。一昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を国に求めること。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続するよう求めること。

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市において様々に対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9,600 棟を超えるなど、幾多の生命と財産が失われ、地域で暮らす住民の不安が非常に高まっている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化するインフラ・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、県内においては、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和 4 年 7 月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊している自治体もあることから、原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 2 越水や堤防が決壊した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。

文化財保護関連事業について

文化財保護法第1条において、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とされ、同法第3条においては、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とされ、国、地方公共団体等がそれぞれの役割を果たすこととなっている。

文化財保護法第93条では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等による掘削を行おうとする際には、文化庁長官に届出を行い、必要に応じて発掘調査等の実施が指示されると規定され、同法第99条において、「国は、地方公共団体に対し、発掘に要する経費の一部を補助することができる。」と規定されている。

この国庫補助制度の補助率は2分の1とされているが、近年、満額に満たない交付額となっている状況にあるとともに、補助制度上、事前着手が認められておらず、事業計画において補助金を充当できない調査もあり、一般財源で賄っている状況にある。

そのような中、県内では埋蔵文化財包蔵地が市域の3分の1と幅広い地域となっている自治体もあり、当該自治体では文化財発掘調査も年間25件程度実施し、今後も文化財発掘調査を継続的に実施しなければならないことから、将来において地方財政を逼迫させる恐れがある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

関係法令に基づき埋蔵文化財発掘調査が適正に実施できるよう、国へ強く要望すること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しており、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要することから、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）や6 事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 3 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、産科医等の医師を確実に配置すること。
- 4 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。
- 5 各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置するとともに、夜間の救急体制の維持、居宅・介護施設高齢者が自らの意思に沿った救急医療を受けられるような環境の整備に主体的に取り組むこと。
- 6 地域ごとに診療科別必要医師数を配置する施策を確立すること、及び良質な医療を提供するための医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保、定着を図るための財源措置を講じるよう国に求めること。

- 7 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。
また、働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。
- 8 救命医療については、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によりその費用負担のあり方が決定しており、必ずしも公平な負担割合となっていない。当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。
- 9 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。併せて病院施設や医療設備の改修及び更新に十分な財政措置を講じること。
- 10 第8次宮城県地域医療計画（地域医療構想）において回復期や慢性期病床の転換を求めているが、その後方として介護・在宅の充実が不可欠であるため、介護施設整備に要する財政措置、介護職員の勤務環境の改善を図ること。
- 11 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、設備的に負担が多くなるため診療及び設備整備に係る経費について財政措置等の支援体制を早急に講じること。
- 12 地域医療の充実及び持続性の確保のため、市町村が独自に行う医療機関への財政支援等を含む体制整備に対して、財政措置を講じること。

医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。宮城県内においては、9割以上の市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においても、助成方法を償還払から現物給付に変更するよう、医療機関及び国保連合会に働きかけを行うなど、県全体の調整を図ること。
また、現物給付に移行するまでの間、母子・父子家庭医療費助成制度又は心身障害者医療費助成制度の受給者でかつ市町村単独の子ども医療費助成の対象となっている受給者に対し市町村が支出する医療扶助費も、歳出科目にかかわらず県補助対象と認めること。
- 2 心身障害者医療費助成制度について、新たな自己負担を導入することなく助成内容の充実強化を図ること。
- 3 市町村が行う子ども医療費助成事業への補助について、国における全国一律の制度が創設されるまで、市町村が助成対象とする年齢に適合した基準を設けるとともに、受給者の所得制限の限度額を緩和すること。

医療的ケア児の支援の拡充について

令和３年９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支えること、地方公共団体は支援に係る施策の実施が責務であることが明記された。

国においても、障害福祉サービス等報酬改定や医療的ケア児総合支援事業等、種々の支援に取り組んでいただいているところであるが、医療的ケア児は障害者手帳等を所持していない方や重症心身障害児など、一人一人の状況が異なっていることから、多様な支援が求められている。

また、医療的ケア児が、既存の福祉サービスを利用しようとしても、サービスを行う事業所に看護師が配置されていないことや、医療的ケア児の支援を行うことが地方公共団体の責務とされた保育所等や学校においても、看護職員配置を行う事業費に対する補助金の補助要件の適用のしづらさや施設により補助率に相違があること、登下校の送迎支援がないなどの課題があり、検討が必要な施策も多い。

支援体制構築には医療的ケア児を支える看護師等の確保が必要であり、奨学金制度の確立等の長期的な視点に立った取り組みも重要である。

よって、様々な課題を抱える医療的ケア児の支援について柔軟かつ総合的な支援措置を講じるよう要望する。

記

- 1 看護師の育成及び地域定着のための長期的な施策を実施すること。
- 2 医療的ケア児の送迎に関する柔軟な支援施策を実施すること。
- 3 医療的ケア児の支援に当たる看護職員配置を行う事業費に対する補助要件の見直しや、補助率、基準額の拡大等を実施すること。
- 4 様々な課題に対応できる柔軟で総合的な支援施策を実施すること。

加齢性難聴者に対する支援について

高齢者は加齢に伴い聴力が低下し難聴となる場合が多く、難聴の進行により適切な「聞こえ」が得られず、円滑な意思疎通が困難となり、社会的孤立やうつ、認知症やフレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されているが、補聴器を着用することによる認知症等予防効果については医学的エビデンスが示されるまでには至っていない。

一部自治体においては、補聴器を着用することにより高齢者の社会参加をどの程度増進させる効果があるかを把握するための調査や、補聴器の適正使用に係る実態調査を実施しているところであるが、今後加齢性難聴に関する施策を実施するにあたっては、補聴器を着用することによる効果等をさらに検証しながら、進める必要がある。

また、補聴器は聴力低下を補完し健康的な生活を送る上で必要な機器であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき身体障害者手帳対象者については補装具の支援措置が講じられている。一方、身体障害者手帳対象外の者については支援措置がなく、高額な費用がかかることにより補聴器の購入をためらう場合や、難聴に関する理解不足から補聴器の適切な使用に繋がらない場合がある。

よって、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

全国一律の基準による補聴器購入費用助成制度が創設されるまでの間、各自治体が独自に加齢性難聴に関する幅広い支援施策を行うことができるよう、財政措置を講じること。

不登校児童生徒対策の充実強化等について

宮城県の児童生徒の不登校の出現率は、全国平均と比較してかなり高い状況にある。

このような中、県においては、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への対応や不登校児童生徒への自立支援を学校等と連携しながら、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に対し市町村に財政支援を講じているところである。それにもかかわらず、不登校の出現率は過去最高を更新し続け、心のケアハウスは家庭と学校の中間的な子どもの居場所としての存在意義が益々増してきており、対策の充実が求められている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 教育支援センター及び校内教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けた加配の拡充、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実及び補助事業による財政支援を拡充するなど、必要な措置を講じること。
- 2 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の補助においては、市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が行われるために、必要となる財源を確保し、継続して補助事業を実施すること。
- 3 現場からは義務教育段階が終了した後の子どもへの支援も求められている。地域の高等学校との連携や福祉部門との連携を進めることも必要と考えることからそうした体制作りへの支援を充実すること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地域に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため下記について要望する。

記

国策として全国一律に学校給食費の完全無償化を実施するよう、国へ強く働きかけること。

宮城県統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進について

文部科学省は、教職員の働き方改革に向けた取組として、「手書き」「手作業」が多い教職員の業務効率化を図るため、学校運営に必要な情報や児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする統合型校務支援システムの整備率 100%の実現を目指しており、当該システムの調達コスト及び運用コストの抑制が図られる都道府県単位での共同調達・共同運用を推進している。これを踏まえ、全国的に当該システムの都道府県単位での共同調達・共同運用が進んでいる。

宮城県において当該システムの共同調達・共同運用を実施した場合、各学校や教育委員会間での情報共有が円滑に行えるようになり、教育現場でのデータの一貫性が保たれ、教職員が必要な情報を迅速に取得できる環境が整うことに加え、全ての学校が同じシステム環境を使用することで、集められたデータを基にした分析が容易になり、教育政策の立案や改善に役立てることが可能となる。

また、自治体をまたぐ教職員の異動の際もシステムの有無や差異が生じることなく操作の習熟が継続するため、教職員の業務負担の軽減が図れるほか、当該システムの導入費用や更新費用の削減が期待できることなど、教職員の働き方改革や経費節減に大変有効である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

上記の効果等を考慮し、統一仕様の統合型校務支援システムの整備を視野に入れ、効果的・効率的に校務を進められるよう、既に導入済みの自治体にも配慮のうえ、共同調達・共同運用に向けた方向性、スケジュール等について具体的な検討を開始すること。

持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国においては、令和9年度から水田政策を根本的に見直す検討を本格的に開始するとしている。

国が示した見直しの方向性では、水田活用の直接支払交付金について、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すことや、交付要件の5年に一度の水張り要件は求めないとしたうえで、令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取り組みを条件に水張りをしなくても交付対象とするとしている。

本交付金は、地域農業の骨格を支えてきたことから、見直しの検討に向けて生産現場の実情を踏まえ、地域農業の将来が展望できる施策の構築が求められている。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、国に強く求めるよう要望する。

記

- 1 農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算での安定的かつ確実な財源を確保すること。

また、温暖化等気候変動による影響で、全国で豪雨災害等が頻発化している中、あらゆる関係機関が協働で取り組む「流域治水」を推進するにあたり、水田の持つ雨水貯留機能を最大限に活用する「田んぼダム」の更なる普及が必要である。地域の水害減災のため田んぼダムに積極的に取り組んでいる関係農家や自治体に対し、各省庁の垣根を越えた交付金制度及び補償制度を新たに創設すること。

- 2 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を 35,000 円/10 a から 10,000 円/10 a に減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営

圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

- 3 産地交付金事業について、生産の目安の確実な達成に向け、実効性のある作付転換を図るために、地域における特色ある取組への産地交付金の増額を講ずるとともに迅速な事務手続きを講ずること。また、その他、経営所得安定対策交付金などの交付金における事務手続きについて、簡素化すること。
- 4 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講じること。
- 5 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。
併せて、少子高齢化に伴う主食用米需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。
- 6 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、コメ新市場開拓等促進事業や畑作物産地形成促進事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。
また、飼料自給率の向上など、喫緊の課題に対応する支援制度を早急に充実させること。
- 7 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。
- 8 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。
- 9 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
- 10 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるように加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
- 11 生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などICT化やAIを活用したスマート農業に対する予

算を継続して確保すること。

- 12 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。
- 13 国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三輪作でのブロックローテーションなどの実証効果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。
- 14 食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及び JA のみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やさず、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。
- 15 令和 6 年産米においては、インバウンドの増加による需要の高まりや、臨時情報が出された南海トラフ地震、更には台風に備えた買い込みの発生など複数の要因が重なり、全国的に米価が高く設定された。この米価が一過性のものにならないようにするためには、生産の目安に基づき、需要に応じた生産を行う必要があるが、今回の米価高騰により、転作と主食用米を作付した場合の所得格差が生じ、主食用米の作付超過が懸念される。
新市場開拓米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等への作付転換をこれまでどおり推進していくためには、所得格差を是正する必要があることから、各種交付金の増額などの対策を実施すること。

被災地復興における教育旅行の推進について

東日本大震災から 14 年が経過し、震災で甚大な被害を受けた沿岸自治体については、国や宮城県からの手厚い財政支援により、復興事業のハード部分は概ね終了しているところであり、現在は被災した方々に寄り添った心の復興事業に傾注しているところである。

このような中、宮城県内への教育旅行宿泊生徒数は、震災前の平成 22 年を下回る状況が続いており、宮城県においては、新しい観光への取組を推進するため「第 5 期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、教育旅行の誘致等を強化しているほか、自治体においても、震災伝承・防災教育を主軸とした教育旅行の誘致を図るため、石巻圏域 2 市 1 町の首長による大手旅行業者へのトップセールス活動や、宮城県市長会として台湾航空会社や旅行会社へ誘客 PR を行っているところである。

本県は、日本三景松島の一隅を占める「奥松島」を有しており、東松島市においては SDGs の理念に沿って持続可能な観光地を目指して取り組みを進めた結果、令和 4 年 9 月にオランダに本部がある国際的な観光地の認証機関、グリーン・デスティネーションズから宮城県初の「世界の持続可能な観光地トップ 100」、令和 5 年 10 月にスペインに本部がある、国連世界観光機関（UN Tourism）から東北地方初の「ベスト・ツーリズム・ビレッジ 2023」にそれぞれ選定されており、これら世界基準の認証は、国から「SDGs 未来都市」並びに「第 1 回脱炭素先行地域」に選定されたことに起因しており、近年海外で関心が高まっているサステナブル・ツーリズムへの PR に対して大変効果的となるものであるが、市や圏域単位での PR では認知度向上に限界があり、効果的な広報活動が課題となっている。

令和 5 年 1 月からは仙台空港国際線の定期便が再開されており、今後更に海外からの旅行者が増加するものと期待されることから、この契機に被災地での防災教育や、宮城県内にある豊富な観光資源を教育旅行へ取り込み、交流人口拡大や地域活性化を推進することが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 教育旅行を通じて交流人口拡大と観光関連産業の活性化を図るため、国内外の教育機関や旅行代理店などの関係機関に向けて積極的な誘客活動を展開すること。
- 2 被災地復興に資する教育旅行について、事前に現地を下見する場合の視察費用について必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について

昨今の円安や不安定な世界情勢を受け、原材料価格上昇、電力・ガス等のエネルギー、食料品等の高騰が長期化し、中小企業や農水畜産業者の事業活動に大きな影響を及ぼしており、コロナ禍での地域経済の低迷から脱し切れていない中において、県内の中小企業、農水畜産経営への長期的な下支えが必要な状況である。

コロナ禍により経営に影響を受けた中小企業等への支援については、代表的なものとして、官民が連携した実質無利子無担保融資が令和2年より実施されていたが、現在はすでに無利子無担保の据え置き期間が終了している。しかしながら、現在も物価高騰によって資金繰りが厳しい企業等は多く存在しており、地域経済の発展のためには地元中小企業等の活性化・成長が不可欠であることから、物価高騰に対応した経営改善支援策及び成長支援策のさらなる展開や拡充が必要である。

また、農水畜産業者に対する支援については、これまでも各自治体において国の臨時交付金等を活用した支援策を展開してきたが、昨今の燃油や電力、飼料等の価格高騰により事業者は依然として厳しい経営状況となっており、事業継続に向けた継続した支援が必要であるほか、特に農作物については生産コストが取引・販売価格に十分に反映されていない点が事業者の経営状況に大きな影響を及ぼしている。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が幅広い業種の事業者にあふ中、地域の中小企業の事業継続のため、価格高騰の激変緩和措置の継続や、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援など安定的かつ継続的な施策を講じること。
- 2 物価高騰等に対応して中小企業が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援を強化すること。

農業基盤の維持管理、更新修繕等に係る農家負担の軽減について

地域の農地、農業水利、農村環境等を取り巻く環境は、土地利用の変更に係る農地の減少、畑地化の進行、そして農業従事者及び農村集落で暮らす人々の減少など、大きく変化しており、この傾向は今後もますます顕著になると思われる。

このような中で、農業用排水施設や排水機場等の農業基盤施設は老朽化が進行し、加えて、水路断面の不整合などに起因する農家への負荷など、新たな課題も生じている。

農業基盤施設は、農業や農村集落のみならず、大雨時の対応等市域全体に大きな影響をもたらす施設でもある。

国においては、広域基盤整備計画調査や、それを踏まえた最適整備計画の策定に今後取り組んでいくと伺っているが、変わりゆく農村集落、農業従事者の減少等の実態を踏まえ、農業基盤の維持管理、更新修繕等の促進が図られるとともに、これらに係る農家負担を可能な限り減らしていくことを関係者は切望している。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

農業基盤の維持管理、更新修繕等の促進を図るとともに、これらの事業推進にあたっては可能な限り農家負担を減らすこと。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本であるとともに、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジは、通常事業として連結許可され、平成 30 年度に事業着手したところであり、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸沿岸道路との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られるほか、東北縦貫自動車道におけるホワイトアウト発生時、また近年の激甚化・頻発化する災害における洪水発生時の迂回路としても機能することから、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系及び自然災害など有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の高盛土による整備について早期事業化を図ること。
- 3 Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の早期事業化に向けた国（国土交通省、財務省）への要望について、自治体及び関係団体と共同により取り組むこと。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

都市計画道路宮沢根白石線は、仙台市若林区河原町地区から南光台地区を経て、富谷市を経由して仙台市泉区寺岡地区に至る幹線道路であり、公共交通を中心とする交通体系や災害時の緊急輸送道路、そして、都市活動を支える道路ネットワークとして各地区を有機的に結ぶ幹線道路であり、国道４号等の渋滞緩和や公共交通の利便性向上が期待される。

また、県道大衡仙台線（都市計画道路北四番丁大衡線）は、大衡村の国道４号を起点として大和町を通り、仙台市青葉区の県道仙台村田線に至る路線であり、大和町と仙台市中心部を結ぶ区間の整備が完了したことにより、国道４号や県道仙台泉線などの補完的機能を有するなど、仙台都市圏の交通体系の骨格を形成する幹線道路である。しかしながら、国道４号へ連絡する道路は、富谷市以北においては団地内の既存道路が主であることから、交通渋滞が懸念されている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 令和３年３月に４車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の早期完成、及び令和６年３月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について整備促進するよう国に働きかけること。
- 2 都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間である富谷市明石地内の整備を早急に行うこと。
- 3 地域高規格道路の候補路線として検討されている仙台北部道路富谷インターチェンジ（国道４号）から西に延びる自動車専用道路について、県道大衡仙台線までの区間の整備を行うこと。

県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道 4 号は、宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する一般広域道路を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、宮城県南部地域の生活基盤の発展には、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流の更なる促進が不可欠であり、新潟、山形、宮城及び福島各県を結ぶ横軸として国道 113 号の整備促進が緊急の課題となっている。

なお、横倉字高森地内の国道 113 号と一般県道佐倉北郷線の交差点において、国道 113 号が一時停止の直角道路となっており、通行が円滑でないほか、事故などの危険性もある。また、横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の区間は片側歩道で、市営水上住宅側には歩道はなく、最近、側溝整備とともに路肩部が整備されたが、緩やかなカーブと交通量の増加によって子供たちの通学路として危険な現況にある。

さらに、国道 349 号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約 260km（宮城県管理延長 24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道 4 号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ縦軸として最も重要な路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。

また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にあり、令和元年台風第 19 号では江尻字谷津前地内の約 1,800m 区間が冠水し、通行できない状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 横倉字高森地内の国道 113 号と一般県道佐倉北郷線の交差点を、通行が円滑になるよう改良すること。
- 3 横倉字吉ノ内地内から阿武隈急行跨線橋の北側の区間にも歩道を設置すること。
- 4 主要地方道白石柴田線との接続部分について、国道 349 号を主道路とする改良を図ること。
- 5 歩道未整備区間について、安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を進めること。
- 6 江尻字谷津前地内、約 1,800m 区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたりダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

また、三陸沿岸道路の全線開通により、物流の効率化や交流圏域の拡大、救急医療や防災機能の拡充等が図られているが、三陸沿岸道路の更なる機能強化と、接続する道路網の整備・強化は産業振興にとどまらず、防災・減災のほか、地域経済活性化の面からも有効であり、地域住民に安心を与え、地域の発展に繋がるものである。

県最北端に位置する唐桑地域では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。この未整備区間においては、これまでもたびたび大雪による通行止めや令和 2 年 4 月に発生した国道 45 号の法面崩落事故に伴う渋滞など、事故や災害のたびに通行に大きな支障が生じており、完成までの応急対策として、現道拡幅などの対策工事が、安全・安心な地域の生活路線の確保として、喫緊の課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 三陸沿岸道路の更なる機能強化のため、機能強化計画の早期策定を図るよう国に働きかけること。
- 3 唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化を図ること。併せて地元住民と意見交換しながら検討を進めている現道の安全確保対策（路面標示・部分拡幅等）について、早期整備を図ること。

宮城県における水道事業の広域化推進について

現在の水道事業は、水需要の減少による料金収入の減少と、施設の老朽化による更新需要の増大、経験豊富な職員の減少など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。各自治体の水道事業では、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるための経営努力を続けているが、特に山間部を含む給水人口5万人以下の小規模事業では、将来的に事業存続が極めて困難になることが予測される。しかし、経営環境が厳しくなることが分かっているにもかかわらず、少数の職員により業務を行っている中、経験豊富な職員の退職が続くことで、大規模な災害への対応だけでなく通常業務そのものの継続が困難な状況となっている。

この状況に対処し、給水を継続し住民の生活を守るためには、水道事業の規模拡大による基盤強化しか選択肢はないと考えられる。他県の広域連携事例においては県や用水供給事業者が取りまとめ役となることで、より広域的な統合を達成している。令和6年度より水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことにより、宮城県でも環境生活部から土木部都市環境課に移管され、水道広域連携推進班が置かれ上下水道事業とも広域化・共同化に取り組むとしている。令和5年3月に策定された水道広域化推進プランにより進めた「衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注」や「安定的な水供給に向けた相互連携協力」の協定締結や各種研修などへの支援はあるものの、小規模水道事業の体力は年々減少しており、検討に時間をかける余裕は無くなりつつある。

今後は取り組みが進められている「ウォーターPPP（官民連携）」についても、スケールメリットの観点から広域化の検討が必要不可欠である。小規模事業体の広域化については、全国に先駆け「みやぎ型管理運営方式」をスタートさせた推進力と技術面・経営面においてノウハウがある県の強力なリーダーシップが必要であり、広域化に向けた検討をプラン策定に終わることなく業務面、料金格差など各事業体間の課題に寄り添い、連携支援の強化を図り、宮城県水道の目指すべき姿である「安全な水を、いつでも、いつまでも安心して受け取れる水道」を実現するために掲げられている「利用者へのサービスレベルを維持し、各市町村等事業者がメリットを受けられる手法」について、具体的かつ加速化して進めるよう要望する。

流域治水事業等の推進について

令和元年東日本台風や令和２年７月豪雨などでは、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、２１世紀末には、気候変動の影響により全国平均で降雨量が１．１倍、洪水発生頻度が２倍になると、国は試算している。

河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となる。市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっている場合があり、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にある。こうした状況を受けて、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを掲げ、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むため「流域治水関連法」が成立した。

県においては、流域治水プロジェクトが緒についたところであるが、構成市町における水災害の状況や取り巻く社会環境、財政状況、まちづくりの方針は大きく相違している。

よって、「流域治水関連法」の趣旨に基づく対策推進のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握するとともに、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図るよう国に働きかけること。
- 2 上記１及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充するよう国に働きかけること。
- 3 流域治水プロジェクトを進めるにあたって、市町村が管理すべき準用河川に係る改修等に関しても総合調整を図ること。

津波浸水想定の方策について

宮城県は、令和4年5月10日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の方定を公表し、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

庁舎の老朽化に伴い、現地での建て替えを想定して、複数年にわたる検討や準備を進めてきた県内のある自治体では、宮城県が公表した津波浸水想定の方に現地が含まれたことから、検討を白紙に戻し移転先となり得る土地の調査や検討を実施したものの、東北で最も狭隘な市域という困難な条件下で、利便性等を踏まえ総合的に検討し、津波浸水想定区域内の現市役所敷地を建設場所として選定した状況にある。

今般、当該自治体では他施設整備との兼合いや所要一般財源の負担増などから庁舎建設は「凍結」の方針に至ったところだが、老朽化が著しいことから、引き続き、整備に向けた検討が必要である。また、その他にも老朽化に伴う多くの公共施設の補修や修繕に伴う支出が大きく見込まれているため、昨今のエネルギー価格・物価高騰も相まって事業費が増大することで、財政状況が厳しくなることから、度重なるシミュレーションによる慎重な検討が必要になっている。

よって、これらの自治体の状況等を勘案し、次の事項について国に強く求めるよう要望する。

記

- 1 最大クラスを想定した地震・津波災害から人命を守るため必要な対策を適切に推進できるよう、令和7年度までの期限である財政上有利な起債制度の緊急防災・減災事業債の期限延長について、特段の措置を講じること。
- 2 エネルギー価格・物価高騰に対応した面積単価の増額など、緊急防災・減災事業債制度の拡充について、特段の措置を講じること。

ローカル線の利用促進に向けた支援について

地方ローカル線は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤であり、移動手段の確保、地球環境問題への対応、まちづくりと連動した地域経済の自立・活性化等の観点から、その活性化が求められている重要な社会インフラである。

しかしながら、ローカル線を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、モータリゼーションの進展等に伴って極めて厳しい状況が続いている。

このような中、持続可能な交通体系について建設的な議論を行うため、ＪＲ東日本は令和４年以降、平均通過人員が１日当たり２,０００人未満の線区の経営情報を開示しており、県内においては、４路線５区間が該当している。

該当の路線や線区を抱える各自治体においては、開示されたローカル線の実態を踏まえ、協議会や関係自治体による協議が行われ、国や県の関係機関の積極的な動き出しも見えてきたが、県内ローカル線の全てが赤字路線である現状に、より一層の危機感を持ち、路線がまたがる県内の自治体はもとより隣県の自治体を含めた連携した取り組みを加速する必要がある。

令和５年１０月１日から「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体または鉄道事業者は、国土交通大臣に対し、ローカル鉄道のあり方を協議する「再構築協議会」の組織を要請することができるようになった。今後、利用が低迷するローカル線の存廃等を巡り、再構築協議会において協議が行われる場合は、原則３年の協議期間の中で議論し結論を出すこととなる。よって、ローカル線存続のため次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 想定される県や鉄道事業者などの関係機関と協議・検討するに当たり、人口減少時代における地域公共交通の維持・確保を図りながら、交流人口の拡大につながる取り組みを進めること。
併せて、鉄道事業者に働きかけながら、ローカル線を利用した鉄旅の魅力向上につながる企画イベント等を沿線自治体と連携し展開すること。
- 2 公共交通政策にローカル線の位置づけを明確にして、協議の中心的な役割を担い、県内の市町村が連携し、併せて県境を跨ぐ路線については隣県と連携し、利活用促進に向けた議論を進めること。
- 3 存廃の議論を重ね合意された内容の実現に向けた国の支援とともに、財政支援を講じること。
- 4 ローカル線は、生活路線、観光路線として地域を支える公共交通の基軸であるため、公共交通の再構築検討の名のもとに安易に鉄道を途切れさせることにならないよう、国並びに鉄道事業者に積極的に働きかけること